【参考資料】

議案第７１号　朝霞市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

都市建設部道路整備課

１　提案する理由

占用料の額については、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要があるとされております。（国土交通省）

本市の占用料については、平成２９年度の評価額を採用し、平成３０年４月１日より運用しておりますが、すでに、当時設定した激変緩和措置についても令和５年度で終了しております。

このことから、現在の地価水準に合わせて適正な価格とすること及び老朽化が進む市道を適切に維持管理するための財源の確保を目的として、令和９年度からの占用料の見直しを図るものです。

担当
都市建設部　道路整備課
電話　０４８－４６３－０９１２